

食 品 安 全 委 員 会 第 199 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 19 年 7 月 19 日（木） 14:00～15:20

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（１）食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（照会）

- ・「特定保健用食品における疾病リスク低減表示について」に示す疾病
リスク低減表示の基準を満たすもののうち、カルシウムを関与成分と
するものについて

（厚生労働省からの説明）

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 3 条第 1 項の規定
に基づき定められた飼料及び飼料添加物の基準及び規格に関して、

①飼料一般の成分規格に定めている飼料添加物の飼料中の含有量を
減じる場合

②フィチン酸分解力試験法について、試験法を改正すること

③②に伴い、新たに試薬及び試液を追加すること

④②に伴い、フィターゼについて酵素力試験法を改正すること

⑤プロピオン酸カルシウムの製剤について、液状の剤形を追加すること

⑥アスタキサンチンの製剤の成分規格において、濃縮大豆たん白を
賦形物質として追加すること

（農林水産省からの説明）

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク
管理機関からの説明について

- ・農薬 3 品目（①及び②はポジティブリスト制度関連）

①アセキノシル ②グルホシネート ③チアジニル

（厚生労働省からの説明）

- ・動物用医薬品 2 品目（全てポジティブリスト制度関連）

- ①オキシベンダゾール ②カラゾロール

(厚生労働省からの説明)

・動物用医薬品 3品目

- ①豚オーエスキー病 (g Iー, tkー) 生ワクチン (ポーシリス Begonia DF
・10、ポーシリス Begonia DF・50)

- ②α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合 (油性アジュバント加) 不活化
ワクチン (ノルバックス 類結/レンサ oil)

- ③鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン (ノビリス CAV P4)

(農林水産省からの説明)

(3) 農薬専門調査会における審議状況について

- ・「アメトリン」に関する意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・農薬 メタアルデヒドに係る食品健康影響評価について

- ・遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート

耐性トウモロコシ 6275 系統 (飼料) に係る食品健康影響評価について

(5) 食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会の概要について

(6) 我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価の実施について

(7) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 國枝基準審査課長

厚生労働省 玉川新開発食品保健対策室長

農林水産省 境畜水産安全管理課長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長

酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官、

5. 配布資料

- 資料 1－1 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
- 資料 1－2 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
- 資料 2－1 食品健康影響評価について
- 資料 2－2 「アセキノシル」及び「グルホシネート」の食品安全基本法第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2－3 「チアニジル」の食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2－4 「オキシベンダゾール」及び「カラゾロール」の食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2－5 製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について
- 資料 3 農薬専門調査会における審議状況について
- 資料 4－1 メタアルデヒドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 4－2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
＜チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統＞
- 資料 5 「食品に関するリスクコミュニケーション－食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会－」の概要
- 資料 6 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価に関するプリオン専門調査会の審議状況について

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 199 回会合を開催いたします。本日は、7 名の委員が出席です。また、厚生労働省から國枝基準審査課長及び玉川新開発食品保健対策室長、農林水産省から境畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に食品安全委員会第 199 回会合議事次第がございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、12 点でございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1－1 及び 1－2 が「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行

うことが明らかに必要でないときについて（照会）」。

資料 2－1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料 2－2 から 2－5 までです。

資料 3 が「農薬専門調査会における審議状況について＜アメトリン＞」。

資料 4－1 が「メタアルデヒドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4－2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統＞」。

資料 5 が「『食品に関するリスクコミュニケーション－食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会－』の概要」。

資料 6 が「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価に関するプリオン専門調査会の審議状況について」でございます。

不足の資料等、ございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「（１）食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）」でございます。本日は、2 件の照会がございます。まず、先に資料 1－1 にありますとおり、7 月 12 日付けで特定保健用食品における疾病リスク低減表示についてに示す疾病リスク低減表示の基準を満たすもののうち、カルシウムを関与成分とするものについて、厚生労働省から照会がございました。厚生労働省の玉川新開発食品保健対策室長、よろしくお願いいたします。

○玉川新開発食品保健対策室長 厚生労働省の玉川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 1－1 に基づきまして、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときとして、特定保健用食品における疾病リスク低減表示、平成 17 年 2 月 1 日付け食安新発第 0201003 号に示す疾病リスク低減表示の基準を満たすもののうち、カルシウムを関与成分とするものについて、照会の手続を取らせていただくものでございます。

概要について、資料をお付けしております。厚生労働省におきましては、一昨年 2 月より健康食品に係る制度の見直しを実施してきたところでございまして、その内容につきましては、平成 16 年 11 月の第 71 回食品安全委員会以来、数次にわたって御説明をさせていただいているところでございます。

この見直しの中で、新たに取り入れられました特定保健用食品に係る制度の中に、疾病

リスク低減表示というものがございます。

これは、特定保健用食品でありまして、疾病リスクの低減に関する表示を含むものですが、関与成分と疾病リスク低減効果の関係が医学的・栄養学的に確立されているということが示された場合、当該表示を認めようとするものでございます。

それでは、どのようなものがこれに該当するかということでございますが、特定保健用食品における疾病リスク低減表示についてという通知の中で、カルシウムと葉酸の2つを取り上げているところでございます。

本日は、このうちカルシウムを関与成分といたします疾病リスク低減表示について、照会をさせていただくものでございます。

通知におきましては、具体的には以下の内容を示しているところでございます。

関与成分といたしましては、カルシウム（食品添加物の公定書等に定められたもの又は食品等として人が摂取してきた経験が十分に存在するものに由来するもの）。

一日摂取目安量としては、上限値で 700mg、下限値で 300mg。

特定の保健の用途に係る表示の内容でございますが「この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません。」というものでございます。

また、摂取をする上での注意事項といたしましては「一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありません。」というものでございます。

「○今後の取扱い」というところでございますが、カルシウムを関与成分といたします特定保健用食品（疾病リスク低減表示）につきましては、既にこれまでに食品安全委員会に安全性評価を依頼した品目がございます。3製品につきましては、既に安全性は問題がないという食品健康影響評価が、本年1月以降なされているところでございまして、また、カルシウムに係る疾病リスク低減表示の食品安全委員会の初回の申請に当たりましては、平成16年度の厚生労働科学研究によります、新特定保健用食品制度に係る基準等策定のための行政的研究班の中間報告というものを付しまして評価依頼をいたしました。

そして、これに対します一日摂取目安量の上限値についても、安全性が確保されているというのが、その評価書の中におきまして結論が示されているところでございます。したがって、通知において定められております、一日摂取の目安量の範囲内であれば、カルシウムを関与成分とする特定保健用食品、疾病リスク低減表示については、個別

の安全性評価は実施する必要はないものと考えられますことから、今般、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに当たるかということで照会を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 今、御説明いただきましたように、カルシウムそのものにつきましては、上限値もありますので、問題がないと思いますけれども、カルシウム以外の成分について、食経験がない場合、どのようにお考えでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長 そうしたような成分を含むものにつきましては、個別に照会の手続を取らせていただきたいと思います。

○小泉委員 分かりました。我々の新開発食品専門調査会が、特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方というのを、平成16年7月に取り決めておりますが、その中で食経験の考え方としまして、原料、製造、加工、そういった方法を変えることなく、同じ製品が食生活の一環として長期にわたって食されてきた実績があると、社会一般が認めるような場合。しかも、これまで安全上の問題がない場合については、安全性評価を要しないと考えられておりますが、これまでに十分な食経験がないとか、あるいは乏しい場合には、安全性について十分に評価する必要があるというふうにしております。

こういったことを考えますと、カルシウムを関与成分とする疾病リスク低減表示をする特定保健用食品について、食品健康影響評価が明らかに必要でない場合として扱うときとしては、すべての品目でなく、カルシウム以外の成分が新開発食品専門調査会の基本的な考え方を示している、いわゆる食経験がある場合に限るべきではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、外に御質問・御意見ございますか。どうぞ。

○長尾委員 表示についてですけれども、カルシウムを関与成分とする疾病リスク低減表示、特定保健用食品について、我々、食品安全委員会で評価を行った際に、医師の治療を受けている人は、医師に相談するという注意事項を表示することが適切であるとされております。

これについて、委員会で評価しない場合でも、申請者に表示するようにされるのかどうか、質問です。

○玉川新開発食品保健対策室長 評価書の中で御指摘いただいた事項につきましては、私どもが許可をいたしました際に、当該文言を注意喚起表示として付けることを求めて、その上で許可しているところでございます。

こうした取扱いについて必要であるということであれば、私どもの方は、そのような手続を取るということで考えております。

○長尾委員 我々としては、表示についてはしっかり厚生労働省の方で指導をしていただきたいと思います。

もう一つ、こういう疾病リスク低減表示、特定保健用食品について、カルシウムについてですけれども、食品安全委員会で評価を行った際に、17歳以下については安全性に関する十分な知見がなく、評価できなかったとされておりますが、厚生労働省で今後も適切に情報収集を行うべきと考えます。

よろしくをお願いします。

○見上委員長 今の点について、よろしいですか。よろしく願いいたします。

外にございますか。本間先生、どうぞ。

○本間委員 既に3品目が行われたわけですね。これに関しましては、実際の消費者等の反応は、いかがですか。

○玉川新開発食品保健対策室長 実際に評価をいただいたうち、私どもが許可のところまでいっているのは1品目に限られておりまして、このものにつきましても、許可が下りたのが本年の6月18日になっておりますので、市販後の状況等については、まだ明らかになってないと思われます。

○本間委員 分かりました。

○見上委員長 外にございますか。よろしいですか。

玉川さん、どうもありがとうございました。

ただ今の論議を踏まえますと、疾病リスク低減表示、特定保健用食品のうち、カルシウムを関与成分とするものに関して、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価が明らかに必要でないということに該当する範囲としては、カルシウム以外の成分については、食経験があるものに限るとして、その書きぶりについては、新開発食品専門調査会の特定保健用食品の安全性評価に関する、基本的な考え方の食経験の考え方を参照するというので、いかがでしょうか。

また、医師の治療を受けている人は医師に相談することという注意事項と、17歳以下については、今後も厚生労働省において安全性に関する情報収集に努めるよう留意していたきたい旨を付するということでは、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の照会に移らせていただきます。資料1－2にありますとおり、7月17日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められた、飼料及び飼料添加物の基準及び規格に関する改正について、農林水産省から照会がございました。

農林水産省の境畜水産安全管理課長、よろしくお願いいたします。

○境畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の境でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1－2を御覧いただきたいと思います。7月17日付けで諮問をさせていただいております。

食品安全基本法、第24条第1項第5号の規定に基づきまして、飼料についての規格基準を定める、また、変更する場合には、食品安全委員会に意見を求めることになっております。ただ、ただし書きによりまして、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するかどうかということで、御意見をお伺いするものでございます。

「記」に書いてございますように、飼料安全法第3条第1項の規定に基づきまして、飼料及び飼料添加物には基準規格を定めることになっております。

その基準規格につきましては、具体的に1のところに書いてありますように、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令というものがございまして、この中で飼料添加物の基準規格を設定しております。

ここに1から6までございますけれども、この6つの項目につきまして、評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するかどうかということで、御意見をお伺いするものであります。

2枚目の1ページと書いてあるところを御覧いただきたいと思います。最初のものが、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令、その別表がありまして、その第1の中で「1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準」というのがございます。その中で、抗菌性飼料添加物につきまして、飼料添加物の飼料中の含有量が

幅を持って規定されておりますが、その含有量を減らすというものでございます。

「○経緯」に書いておりますように、この成分比較等省令におきまして、飼料一般の成分規格の項におきまして、必要に応じて添加量の上限值、下限値等を定めております。

今般、アビラマイシンの小豚期用飼料に含むことのできる量につきまして、現在、1トン当たり10から40g力価となっておりますが、これを5から40g力価ということで、下限値を10から5に下げるというものでございます。これにつきましては、5g力価という濃度でも、飼料要求リストの改善が認められたということで、この飼料一般の成分規格について改正を行うものでございます。

今般の改正は、飼料添加物アビラマイシンそのものの成分規格及び基準は変更せず、飼料の含有量の下限値を低くするものでありまして、家畜体内への吸収は減ずる方向に働くものでございます。また、飼料添加物の飼料の含有量を減じる改正につきましても、同様でございます。

ということで、これは明らかに評価を行うことが必要でないときに該当するものではないかということで、意見をお伺いさせていただいております。

次の2ページ目、2、3、4と3項目が並んでおります。

2のところが、この飼料添加物一般の試験法の中で酵素力試験法のフィチン酸分解力試験法を改正するものでございます。下の①のところが書いてございますが「○経緯」のところでございます。飼料添加物一般の試験法、試薬・試液及び飼料添加物の成分規格等については、成分規格等省令に定められております。

今般、飼料添加物一般の試験法の酵素力試験法のフィチン酸分解力試験法の改正、それから、3、4になりますけれども、これに伴う試薬・試液の追加、並びに飼料添加物フィターゼの酵素力試験法の改正を行うものでございます。

今回の改正によりまして、飼料添加物であるフィターゼの規格基準への適合性を確認するための管理手法について、その適正化が図られるものになると考えております。

最初の2についての関係は①にございますが、フィチン酸分解力試験法の改正というものでございます。

既にフィチン酸分解試験法が定められておりますけれども、その試料溶液を調製する際に用いられます緩衝液につきまして、必要に応じて界面活性剤でありますポリソルベート20を追加するというので、より精度の高い試験が実施可能という知見が得られましたことから、本試験法について改正するものでございます。

また、本試験法と同様の原理で測定する試験法で、反応時間とか、反応停止発色液、吸

光度測定波長及び試料溶液調製のための緩衝液等について異なる試験法について、既存の試験法では測定値のばらつき等が認められた酵素に対して、より精度の高い試験が実施可能であるという知見を得ましたことから、当該試験法を追加するものでございます。

上の３のところでございますが、２つ目ということで、この２の改正に伴いまして、飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びペルトラン糖類定量表の規定の中の試薬・試液につきまして、新たに追加するものでございます。

下の②でございますけれども、下の試薬・試液の追加ということで、フィチン酸分解力試験法の改正によりまして、乳化剤として用いるポリソルベート 20 や試料溶液を調製する緩衝液等を追加するものでございます。

また、上の４のところでございますけれども「８ 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」ということで、私ども各条と呼んでおりますが、フィターゼについて、酵素力試験法を改正する場合ということで、③にその記載がございますが、飼料添加物フィターゼの酵素力試験法の改正ということで、上記の①と②のフィチン酸分解力試験法の改正に伴いまして、その各条の中のフィターゼの項に規定するフィターゼの酵素力試験法の内容が改正されるものでございます。

次の４ページを御覧いただきたいと思います。５のところ、今般、各条のプロピオン酸カルシウムの製剤につきまして、液状の剤形を追加する場合というものでございます。

「○経緯」にございますように、この成分規格等省令におきましては、製造用原体と製剤についての規格等が規定されております。プロピオン酸カルシウムは、飼料の品質低下の防止を目的とする飼料添加物でございまして、主にサイレージの品質劣化を防止するため、その原料である牧草に添加されております。

既指定のプロピオン酸カルシウムの製剤の性状は、結晶、顆粒又は粉末でございますけれども、今般、本製剤に水を混和し水溶性液状物の製剤としたものについても、従前の性状と同様にプロピオン酸カルシウムとして効果が認められたことから、液状製剤の成分規格・基準を設定するものでございます。

なお、この成分規格等省令の飼料一般の成分規格の項におけるプロピオン酸カルシウムの飼料中の含有量につきましては、従前の通りというものでございます。

５ページ、６としてアスタキサンチンの製剤の成分規格におきまして、濃縮大豆たん白を賦形物資として追加することというものでございます。

「○経緯」の３行目にございますとおり、飼料添加物製剤は、製造用原体に賦形物質が加えられ、飼料に添加、混合等しやすい濃度に調製される場合が多く、各飼料添加物で利用できる賦形物質については、各飼料添加物の成分規格・基準に定められております。

今般、アスタキサンチンの製剤の賦形物質として追加する濃縮大豆たん白、配合飼料中では、その他の飼料添加物の賦形物質として用いられたり、あるいは飼料原料そのものとして含まれております。

また、この物質は「飼料の公定規格」におきましても、栄養価や消化率といった公定規格が定められておりまして、一般的に広く飼料として使用されております。その使用実績にかんがみまして、安全性が確認されているものでございます。

以上、６項目につきまして、食品安全委員会の回答を受けた上で、省令の改正に係る所要の進捗を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ただ今の農林水産省からの説明を聞いた限りにおきましては、飼料添加物に関連する、これら４案件について、食品安全基本法第１１条第１項第１号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要ないときに該当すると考えられますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「（２）食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。資料２－１にありますとおり、７月１３日付けで、農薬３品目及び動物用医薬品２品目について、厚生労働大臣から同じく７月１３日付けで、動物用医薬品３品目について、厚生労働大臣及び農林水産大臣から、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず初めに、農薬３品目及び動物用医薬品２品目について、厚生労働省の國枝基準審査課長、よろしくお願いいたします。

○國枝基準審査課長 厚生労働省の國枝です。それでは、資料２－２から資料２－４に基づきまして、農薬３品目、動物用医薬品２品目について御説明を申し上げます。

まず、資料２－２を御覧いただきたいと思います。「『アセキノシル』及び『グルホシ

ネット』の食品安全基本法第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく食品健康影響評価について」でございます。

アセキノシル、グルホシネートにつきましては、本年の 6 月 21 日付けで、農薬取締法に基づく適用拡大の申請があった旨、農林水産省の方から連絡がございました。

したがいまして、食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づきます食品健康影響評価を依頼するものでございます。

また、この 2 品目につきましては、既にポジティブリストが導入されたときに、暫定基準が設定されておりますので、合わせて 24 条 2 項に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

それでは、具体的な品目についての御説明に入りたいと思います。

まず、アセキノシルでございますけれども、これはそこに記載のような、アセトキノン骨格のものでございまして、ミトコンドリアの電子伝達系における酵素複合体を阻害することによって作用する殺虫剤でございます。

既に日本では登録がなされておまして、今回、温州ミカン、リンゴ、お茶などへの適用が申請されているものでございます。

ポジティブリスト制度の導入に際しましては、農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外では米国の基準を参考にして、新たな基準が設定されております。

JMPR における毒性評価はなされておられません。

次に、グルホシネートでございますが、これは光学異性体で活性体があるものと、ないもののラセミ体という形になっておるわけでございますが、今回申請のあったものは、グルホシネート P ということで、この活性体の方のものだけを集めたものでございまして、これについてカンキツ、ナス、トマト等への適用が申請されておるものでございます。

グルホシネートそのものにつきましては、ポジティブリスト制度の導入に際しまして、国際基準及び海外基準、米国、豪州での基準を参考に、新たな基準を既に設定したものでございます。

JMPR における毒性評価としては、ADI として 0.02mg/kg 体重/日が設定されております。本品につきましては、適用拡大とポジティブリストの関係の 2 項諮問という形でお願いしたいと思います。

このものについてでございますが、先週、19 年度の依頼計画について、新たに追加したということで御説明いたしましたが、グルホシネートの件につきましては、新たな適用申請拡大があったということで、これについても本来であれば依頼計画に入れなければいけ

なかったのですが、現在のところまだなされておりましたので、追って追加の依頼計画を発出する予定となっております。今までの208ということになりますが、追加の依頼計画を出しますと、1品目追加となりますので209ということになります。大変申し訳ございません。

次に、資料2－3を御覧いただきたいと思います。「『チアジニル』の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について」でございます。

チアジニルについては、魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省から連絡があったということで、食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価依頼を行うものでございます。

これにつきましては、ポジティブリスト制度導入に当たり、暫定基準が設定されておまして、既に3月5日付けで食品健康影響評価依頼を行っているものでございます。

チアジニルの具体的な内容でございますけれども、本薬はそこに記載のような、チアジニル系の殺菌剤ということでございまして、ポジティブリスト制度導入に際しまして、農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準が設定されています。

JMPRにおける毒性評価はなされておられません。

以上でございます。

次に、資料2－4を御覧いただきたいと思います。「『オキシベンダゾール』及び『カラゾロール』の食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について」でございます。先ほどのものは農薬ですが、今回の品目は動物用医薬品ということになります。

「1. 経緯」は、そこに記載のとおりということで、既にポジティブリスト導入ということで、基準を設定されておりますので、それに対応する資料が収集されたということで、第24条2項に基づく食品健康影響評価依頼を行うものでございます。

まず、オキシベンダゾールでございますけれども、本薬は寄生虫の駆除剤ということで、ポジティブリスト制度の導入に際しまして、EUの基準を参考にし、新たな基準を設定しております。JECFAにおける毒性評価は、なされておられません。

次に、カラゾロールでございますが、本薬はβ遮断薬ということで、これは輸送時のストレスとか死亡などを防ぐために使用されるものです。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、国際基準、コーデックス及び海外基準としてはEUを参考にし、新たな基準を設定しております。

JECFAにおける毒性評価では、ADIとして0.0001mg/kg体重/日と設定されております。

以上でございます。

これら、農薬 3 品目、動物用医薬品 2 品目については、食品安全委員会食品健康影響評価を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、残留基準設定等についての検討をすることとしております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、農薬 3 品目につきましては、農薬専門調査会において、また、動物用医薬品 2 品目につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

何か追加がございますか。どうぞ。

○國枝基準審査課長 失礼いたしました。ちょっと訂正がございまして、資料 2－4 でございますが、オキシベンダゾールの説明の中で、JECFA のところの部分が「残留農薬」と書いてございますが、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議でございましたので、訂正をお願いしたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

○見上委員長 「残留農薬」を「食品添加物」に訂正ですね。

○國枝基準審査課長 はい。

○見上委員長 それでは、動物用医薬品 2 品目につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

次に、農林水産省の境畜水産安全管理課長から、他の動物用医薬品 3 品目について御説明をよろしくお願いいたします。

○境畜水産安全管理課長 資料 2－1 を御覧いただきたいと思います。3 枚めくっていただきますと、動物用医薬品 3 品目がございまして、こちらの 3 品目につきまして諮問をさせていただきますいております。

具体的な中身につきましては、資料 2－5 を御覧いただきたいと思います。

最初に、豚オーエスキー病（gI -, tk- ）生ワクチンでございまして、この主成分につきましては、Vero 細胞培養弱毒オーエスキー病ウイルス ベゴニア株でございまして、

対象動物は、ブタです。

用法及び用量につきましては、乾燥ワクチンを添付の溶解用液で溶解し、その 2 mL を次の要領でブタの筋肉内に接種するものでございます。

まず、8 から 10 週齢のブタに 1 回。さらに、必要がある場合には、3 週間以上の間隔を

において1回追加接種いたします。

妊娠豚につきましては、分娩前3から6週に1回、その後の追加免疫は各分娩前3から6週間又は年2回接種するものでございます。

使用制限期間につきましては、本剤はと畜場出荷前28日間は使用しないこととされております。

効能及び効果につきましては、ブタのオーエスキー病の発症予防というものでございます。

次も新薬品の承認でございますけれども、α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン、魚のワクチンということであります。

主成分につきましては、フォトバクテリウム・ダムセラ・サブスピーシーズ・ピスシンダ Pp66 株、これが類結節症菌でございます。

それから、ラクトコッカス・ガルビエ INS050 株ということで、α溶血性レンサ球菌でございます。

対象動物は、ブリです。

用法及び用量につきましては、体重約30から110gのブリの腹腔内に連続注射器を用いて、0.1mLを1回注射するというものでございます。

使用制限期間につきましては、本品使用後49週間（343日間）は食用に供する目的で水揚げを行わないこととなっております。

効能及び効果は、ブリの類結節症及びα溶血性レンサ球菌症の予防というものでございます。

本品につきましては、輸入承認ということになっております。

次の3つ目は、再審査に当たりまして御意見を聴取するものでございます。鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン（ノビリス CAV P4）というものでございます。

主成分は、発育鶏卵培養弱毒鶏貧血ウイルス 26P4 株でございます。

対象動物は、ニワトリです。

用法及び用量につきましては、6週齢以上かつ産卵開始前6週までの種鶏に対し、小分製品を別売りの溶解溶液で溶解し、1羽当たり0.2mLを胸部筋肉又は頸部中央部皮下に注射するというものでございます。

効能又は効果につきましては、種鶏を免疫し、介卵性移行抗体によるひなの鶏貧血ウイルス感染症の予防でございます。

使用禁止期間はございません。

以上の３品目についての諮問でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

すべて、それぞれ動物だけがかかる病気です。しょうがないですね。

それで、最初のオーエスキーワクチンのときに、ジー・ワンと言ったけれどもジー・アイですね。

○境畜水産安全管理課長 gI（ジー・ワン）抗原と言いまして、これはオーエスキーヘルペスウイルスですけれども、野外流行株とワクチン接種による抗体、その抗体を区別する意味で、gI（ジー・ワン）遺伝子の欠損株なんです。

○見上委員長 gI（ジー・アイ）遺伝子ではありませんか。

○境畜水産安全管理課長 gI（ジー・ワン）でございます。

○見上委員長 そうですか。私が間違えていました。

○境畜水産安全管理課長 これは、時計文字の I です。

○見上委員長 分かりました。よろしいですか。外にございませんか。

どうもありがとうございました。

それでは、動物用医薬品３品目につきまして、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「（３）農薬専門調査会における審議状況について」でございます。農薬アメトリンにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料３に基づいて御説明申し上げます。

本品目につきましては、厚生労働大臣から、平成１９年３月５日付けで、食品健康影響評価につきまして諮問がなされたものでございます。食品安全委員会におきましては、農薬専門調査会において２回審議がなされまして、審議結果が取りまとめられたということでございます。

審議結果の案につきましては、追って御説明申し上げますけれども、本日の委員会におきまして御了承いただきましたならば、国民の方に意見・情報を募るという手続に移らせていただくところでございます。

募集期間としては、本委員会終了後、８月１７日までの３０日間を考えているところでございます。

続きまして、評価書に基づいて内容の御説明を申し上げます。評価書の６ページを御覧

いただきたいと思います。アメトリンにつきましては、Ciba Geigy 社によりまして、開発をされましたトリアジン系の除草剤でございまして、日本では現在、農薬としては登録はされておりませんが、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、残留基準値が設定されているものでございます。化学名あるいは分子構造式については、そこに記載されているとおりでございます。

1 枚おめくりいただきまして、7 ページでございしますが、本アメトリンにつきましの毒性等に関する科学的知見につきましては、米国の EPA の評価書、あるいはオーストラリアの APVMA の評価書に基づきまして、評価がなされております。

動物体内におけます運命試験につきましては、哺乳類についてはラットを用いた薬物動態試験が、また、畜産動物につきましては、ヤギ、それから隣の 8 ページに記載がございしますが、ニワトリを用いた試験が行われております。

「2. 植物体内運命試験」につきましては、トウモロコシ、サトウキビ、バナナにおける植物体内運命試験が実施されているところでございます。

9 ページの「3. 土壌中運命試験」等の試験が実施されているところでございます。

毒性試験につきましては、9 ページの「8. 急性毒性試験」以降でございすけれども、10 ページの表 1 に結果が取りまとめられております。

亜急性毒性試験につきましては、ラットを用いました 90 日間の亜急性毒性試験、ウサギを用いました 21 日間の亜急性経皮毒性試験が実施されております。

11 ページには「11. 慢性毒性試験及び発がん性試験」の成績が取りまとめられております。慢性毒性試験につきましては、1 年間のイヌを用いた試験、ラットについては 2 年間の慢性毒性及び発がん性の併合試験、それからマウスを用います 2 年間の発がん性の試験がそれぞれ実施されているところでございます。

12 ページの方にまいりますと「12. 生殖発生毒性試験」についての結果が記載されております。ラットを用います、2 世代繁殖試験につきまして、繁殖能に対する影響は認められなかったというところでございます。

また、発生毒性試験につきましては、ラットを用いたものが 2 つほど実施されております。それから、ウサギを用いた毒性試験も実施されておりますが、催奇形性能はそれぞれ認められなかったという結果が得られているところでございます。

13 ページの「13. 遺伝毒性試験」につきましては、in vitro あるいは in vivo、いずれの試験結果も陰性であったということでございまして、アメトリンには遺伝毒性がないものと考えられているところでございます。

14 ページの方には「III . 総合評価」ということで、全体的な考察がなされておりますけれども、各種毒性試験の結果から、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。それから、発がん性試験におきましては、ラットで精巣間細胞腫等の増加が認められたということでございますが、本剤に遺伝毒性は認められず、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難いということから、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられたということで結論をされております。

15 ページ、16 ページの方には、各試験におけます無毒性量が表でまとめられておりますけれども、各試験の無毒性量の最小値が、イヌを用いました1年間の慢性毒性試験の7.2 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.072mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)としたという結論をいただいているところでございます。

これが評価結果の概要でございまして、本日、御了承いただきましたならば、繰り返しになりますけれども、パブリック・コメントの方の手続に入らせていただきたいということでございます。

期間といたしましては、本委員会終了後から平成19年8月17日までの30日間といたしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。「(4)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

まず初めに、農薬メタアルデヒドに係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報手続が終了いたしておりますので、事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料4-1に基づきまして御説明申し上げます。

この資料の評価書の3ページをお開きいただきたいと思います。本品目についての審議の経過でございますが、2003年12月25日に厚生労働大臣から、また、同じく2006年7月18日に厚生労働大臣から、それぞれ食品健康影響評価について諮問がなされたものでございます。

食品安全委員会におきましては、2007年2月19日以降、2回ほどの御審議をいただき

まして、本年 5 月 24 日から 6 月 22 日にかけて、国民からの意見・情報の募集が行われたものでございます。

内容といたしましては、5 ページの「要約」のところにございますように、結論から申し上げますと、ADI については 0.022mg/kg 体重/日を一日摂取許容量とするという結論でありました。

意見募集の結果でございますが、本資料の最後のページでございます。期間中に、意見・情報というのは特にございませんでした。また、資料、評価書等についての修正も特にございません。

したがって、もし御了承いただきましたならば、この結果を厚生労働省に通知したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、メタアルデヒドの一日摂取許容量を 0.022mg/kg 体重/日と設定するという事でよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統（飼料）に係る食品健康影響評価につきまして、専門調査会における審議が終了しておりますので、事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 4－2 に基づきまして御説明申し上げます。

本品目につきましては、平成 18 年 9 月 29 日付けで、農林水産大臣から諮問がなされたものでございます。この資料の 3 ページを御覧ください。この品目は、前回 7 月 12 日付けで意見・情報の募集が終わり、この後、評価結果につきまして通知が行われました遺伝子組換えトウモロコシと同じものでございまして、前回のものは食品ということでの諮問でございました。

前回は食品としての安全性審査、下の III の（b）のところに書いてございますが、本組換えトウモロコシは、平成 19 年 7 月 12 日付けの食品安全委員会におきまして、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準に基づく、食品としての安全性審査を終了して

おり、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断されているところでございまして、今回の飼料はよりリスクが低いという評価がされているものでございます。

したがいまして、一応この審議の結果が取りまとめられたということで、通常でありますとパブリック・コメントの手続に入るということでございますけれども、前回の食品について既にパブリック・コメントを実施しているということでございますので、このものにつきましては、御意見の募集の手続を省略させていただきまして、評価結果について農林水産省の方に通知したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等がございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統については、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方、平成 16 年 5 月 6 日、食品安全委員会決定に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断されるということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「（５）食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会の概要について」でございます。本件につきましては、5 月 17 日の第 190 回食品安全委員会において、微生物・ウイルス合同専門調査会における審議状況の報告を受け、審議を行ったところです。

その際、個別の微生物の評価開始に先立ち、意見交換会を実施することを決定いたしました。この決定を受けて、6 月下旬に全国 2 か所で意見交換会が開催されましたので、その結果について、担当委員でおられる小泉委員より御報告願います。

○小泉委員 ただ今、委員長から御説明がありましたとおり、6 月 22 日と 25 日に東京と大阪で、食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定につきまして、関係者との意見交換会を実施いたしました。

この意見交換会におきましては、微生物・ウイルスの合同専門調査会の専門委員から専門調査会の審議状況について講演を行っていただきました。

その後、消費者、生産者、流通業者、外食産業のそれぞれの立場から、パネルディスカ

ッションを行っていただきました。併せまして、会場参加者とも活発な意見交換会を行いました。私が見ておりまして、相対的な結果といたしまして、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリから評価を進めるということにつきましては、おおむね肯定的な反応が得られたて思っております。意見交換会において寄せられた意見等の詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○小平リスクコミュニケーション官 それでは、お手元の資料5に基づきまして、御報告を申し上げたいと思います。

1 ページの中ほどに、それぞれ6月22日に東京都で96名の参加者、そして25日には大阪府で68名の参加者を得て開催されております。

(2)のところにございますように、先ほど小泉委員からも御説明がありましたように、微生物・ウイルス合同専門調査会の専門委員の方から、それぞれ審議経過等を含めて講演を行っていただきました。

さらに3ページのところに、パネリスト等の一覧がございますが、これらの方々がパネリスト、又はオブザーバーになってパネルディスカッション、更にはその後、会場との意見交換といったことが行われたところでございます。

5ページに意見交換会で寄せられた主な意見ということでございますが、一番上の○の辺りで、カンピロバクターから評価を進めることについて、妥当との意見が大勢でございました。

また、それ以外の評価につきましては、2つ目の○のところにありますように、サルモネラとかノロウイルスなども重要なので、こちらも早く対応していただきたいといった意見もございました。

下から2つ目の○でございますけれども、こういった時期に意見交換会を実施することについては、適切ではないかといった意見が大勢であったということがございます。

7ページ以降は、それぞれ会場で出た意見、また、そのときに会場でアンケートを取っておりますが、その中に記載された意見を整理してございます。

また、15ページ以降、アンケートの集計結果を円グラフに載せてございますが、今回の主題に関わるのところとしましては、19ページに問3ということで、カンピロバクターから評価を始めることについて、どう思われますかといった問いかけに対しまして、55.3%の方が、それから評価を始めるべきだといったお答えがあります。

問4のところでは、この時期に意見交換会を実施することについて、87.5%の方が、この段階の開催は適切だと思ふといった回答が寄せられております。

相対としまして、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリについて、リスク評価に向けた具体的な検討に入ることについては、おおむね肯定的な反応が得られたということが言えると思います。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、この意見交換会の結果も踏まえて、自らの判断で行うリスク評価として、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリから評価を進めることについて、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。よろしいですか。

私から報告ですけれども、実は先週水曜日に米国の CDC に行ってまいりました。そこで視察をし、米国の食中毒発生状況等に関して聴取してきました。CDC は北アメリカで食品媒介感染症に関して、アクティブ・サーベイランス・ネットワーク、通称フード・ネットをもち、アメリカ全国に 650 の施設を超える検査機関とネットにつながっています。

そういう検査機関から、CDC にどういった食中毒が発生しているか連絡が来ます。現在は 7 種の細菌性の食中毒と 2 種類の原虫性の食中毒、計 9 種類の病原体による食中毒の発生状況を日時サーベイランスしているわけです。

その結果ですけれども、簡単に申し上げますと、今回話題になっている自ら評価で行うカンピロバクター・ジェジュニ／コリに関しましては、1996 年から 1998 年をベースにして、現在 2005 年、2006 年は、ちょっと減っています。サルモネラも多少減っているわけなんですけれども、一種の横ばい状態で、そのサルモネラ、カンピロバクターというのが、結構食中毒の主流を占めている状況です。

特に食中毒の件数が非常に多く、サルモネラが 2005 年、2006 年の両年は大体 6,500 前後に対して、カンピロバクターが 5,700 前後あるということで、カンピロバクターも非常に重要な食中毒原因菌として挙げられている状況にあります。

日本のシステムと統計の取り方がちょっと違いますので、直接日本と対比させることは非常に難しいと思うんですけれども、鶏肉を主体とした食中毒が非常に多いということは、米国も、また、ヨーロッパも同じです。ヨーロッパは、むしろサルモネラよりカンピロバクターの方が多いかもしれません。

そういう状況をまず報告いたしたいと思います。

外に何か御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○小泉委員 ちょっと教えてください。先生は、今、7 種類とおっしゃったんですが、今回行う 4 種類は、その中に全部入っているんでしょうか。

○見上委員長 サルモネラ、カンピロバクター、0-157、ノロですね。ノロは、統計の採り方が全く違うので、ノロはフード・ネットの中には入っていないんですけども、ノロも相当多く米国でも発生しているようです。ノロは非常に重要だという印象を受けました。

○小泉委員 分かりました。先ほどおっしゃった 6,500 という数は、罹患者数ですか。

○見上委員長 これは、食中毒の検出件数という感じです。

○小泉委員 分かりました。それと、死者数は出ていませんでしたか。

○見上委員長 まだ資料を全部読んでないので分からないんですけども、多分出ていると思うんですけども、件数は分かりません。

○小泉委員 ありがとうございます。

○見上委員長 どうぞ。

○本間委員 鶏肉の生産量をベースにして比べたときには、やはりアメリカは多いんですか。日本より生産量が多いはずですね。

○見上委員長 圧倒的に日本より多いし、食べる量も日本人より多いです。ただ、日本人とアメリカ人の大きな違いは、日本は本来だったらササミを生肉として食べるんですけども、最近はササミどころかモモの肉まで刺身にして食べるというのを聞いたことがあります。食習慣が違うということで、先生の今、御質問されているようなことは、件数も絡んでいると思うんですけども、私自身はまだよく分かりません。だけれども、食べる量、飼育羽数、すべて圧倒的に米国の方が多いです。

○本間委員 分かりました。

あと、制度が違うということをおっしゃいましたけれども、先生がおっしゃっている制度は、例えばアッセイの仕方が違うのではなくて、届出の制度ですか。

○見上委員長 集計の仕方の制度です。日本は、各保健所を通じてお医者さんの判断が重要です。この辺は小泉先生が詳しいと思います。

○小泉委員 詳しいわけではないんですけども、医師が食品衛生法により届け出た統計ですので、一応形上はすべてが出てきているということですが、先生の方はネットワークでですね。

○見上委員長 そうです。検査する施設からの情報です。必ずしもお医者さんが、例えば、これはサルモネラだという判断を下してから来る情報ではなくて、もう検査してどんどん判断していると思います。

○本間委員 では、検査してデータが出たら、すぐネットの中に入れてしまうということですか。

○見上委員長　そうです。

それで、今のネットで、アメリカ全人口の約 15%が対象になるそうです。ですから、日本のように全部ではなくて、15%で統計学的に患者件数とかを出しているわけです。

ですから、よく食品安全委員会で昔の食中毒に関する患者数と、アメリカにおける患者数の数字を、ただ比較すると、日本がほとんど食中毒がないという感じで、確かに日本は亡くなる患者の数というのは、ここ 10 年見ても、一番多いのが年間に 7 名ぐらいで、そのほとんどが植物又は動物の毒なんです。キノコかフグで、サルモネラで亡くなった方が 1 人、入っていたと思うんですけども、いずれにしましても、直接比較ができない状況だと思います。

このことに関して、次長、何か追加することございますか。よろしいですか。

外にございますか。よろしいですか。

それでは、自らの判断で行うリスク評価として、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリから、評価を進めることとしてよろしいでしょうか。

それでは、そのように決定させていただきます。なお、意見交換会では、評価の進め方や評価項目について、多くの貴重な意見が寄せられたと考えております。今後、微生物・ウイルス合同専門調査会で、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリについて評価を進めるに当たっては、これらを十分勘案することが重要ですので、事務局から微生物・ウイルス合同専門調査会に対して、意見交換会の結果を報告するようお願いいたします。

また、今後評価を進めていくに当たっては、リスク管理機関の協力等も必要と考えられますので、事務局からリスク管理機関に対して、本日の論議の内容も含めて連絡をお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「（６）我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価の実施について」でございます。本件につきましては、食品安全委員会が自らの判断で行う食品健康影響評価として実施することを、本委員会で決定して以降、プリオン専門調査会において評価対象国に発出する質問書（案）の審議が行われたところでございますが、質問書が取りまとまりましたので、それまでの審議経緯と合わせ、報告をいただくことになりました。

それでは、事務局から説明願います。

○北條評価課長　それでは、資料 6 に基づきまして、御説明申し上げます。

この 1 枚目の紙に書いてございますように、先ほど委員長から御説明いただきましたよ

うに、本年の5月17日の第190回の食品安全委員会におきまして、自ら評価として、当該評価を実施することが決定されております。

その後、5月31日、6月28日のプリオン専門調査会におきまして、質問書（案）のたたき台を御議論いただいたところでございます。

質問書（案）につきましては、別添にかなり分厚い資料が添付されておりますけれども、基本的にこの作成方法でございますけれども、これまで行われました我が国のBSE対策、米国・カナダ産牛肉等のリスク評価、それからOIEのBSEステータス評価、あるいはEFSAのGBR評価の項目、そういったものを踏まえて作成されているものでございます。

さらに意見交換会等で寄せられましたコメント等、こういったものも踏まえまして作成をされたものでございます。

内容については、すべて御説明する時間はございませんので、この質問書（案）の1ページから6ページにわたりまして「目次」というものがございますけれども、そこを御覧いただきたいと思います。

基本的な内容といたしましては、まず大きく分けまして、その目次の1ページのところにあります「Ⅰ 生体牛のリスク評価に必要な情報」。

4ページから始まります「Ⅱ 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報」ということで、2つの大きな項目に大別されるわけでございます。

「Ⅰ 生体牛のリスク評価に必要な情報」といたしましては、1つは侵入リスク、暴露増幅リスク、それからBSEのサーベイランス、こういった内容につきまして、それぞれこの目次に記載されているような項目について質問事項が設けられているところでございます。

また、「Ⅱ 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報」といたしましては、と畜対象、と畜場、食肉処理場、食肉等のリスク、その他の項目といったようなものが質問項目として設けられているところでございます。

この質問書につきましては、資料6の最初のページに戻っていただければと思いますが、この表紙の裏に「別紙」がございまして、評価対象国といたしましては、オーストラリア以下、ホンジュラスまでの14か国を対象として、質問を依頼することになっております。具体的には「4 今後の予定」に書いてございますように、14か国につきまして、大使館ルートでこの質問書につきまして、回答依頼、それから回収する予定になっているところでございます。

また、回答期限につきましては、おおむね半年程度を予定しているところでございます。

簡単ではございますけれども、御説明は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたしますします。

どうぞ。

○野村委員 ある意味では大変な力作だろうと思うんですが、一方、これを書き込む方の立場に立つと大変な作業になると思うんです。ということは、回答書はいろんなレベルというか、例えば空欄が多いものとか、いろんなものが返ってくるのではないかなと思うんですが、返ってきた後の、その辺りの空欄に対する対策、とりわけ空欄で肝心なところが抜けているとか、そういう問題が起こると思うんですが、その辺の対応策というのは、今のところどのように考えていますか。

○北條評価課長 1つには、今回の質問書の送付、お願いに当たりまして、14か国の在日大使館の方をお呼びいたしまして、調査依頼の趣旨であるとか内容について御説明をする機会を設けているということで、そこで丁寧に説明するのかなというのが1点でございます。

それから、確かに非常に膨大な項目、これはデータも含めてあるということでございます。それにつきましては、足りない部分については、改めてもう一度照会するとか、そういう手順は踏まざるを得ないのかなと思います。

そういうことで、時間等につきましても、一応目安として半年程度を置いているところでございます。

○見上委員長 よろしいですか。

○野村委員 よろしく申し上げます。

○見上委員長 外にございませんか。よろしいですか。半年待って、来たとき勝負という感じですね。しょうがないですね。

それでは、本件につきましては、ただ今説明があったとおり、食品健康影響評価の実施に向けて、外交ルートを通じて質問書による照会という方法で評価対象国からの情報収集を進めていただくことにいたします。事務手続については、事務局の方でしっかりやっていただくようお願い申し上げます。

それでは、外に議事はございませんでしょうか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもち

まして食品安全委員会第 199 回会合を閉会いたします。当委員会も、去る 7 月 1 日をもって設立から 5 年目を迎えております。次回の委員会につきましては、7 月 26 日木曜日 13 時 30 分から開催を予定しておりますが、次回会合はちょうど 200 回目の節目となります。つきまして、次回は食品安全担当の高市早苗内閣府特命担当大臣をお招きして、食品安全委員会の 5 年目に向けた意見交換などを行いたいと考えております。

また、明日 20 日金曜日 14 時から、動物用医薬品専門調査会が公開で、後に非公開で開催。

23 日月曜日 14 時から、農薬専門調査会確認評価第三部会が非公開で開催。

24 日火曜日 10 時から、微生物・ウイルス合同専門調査会が公開で開催。

25 日水曜日 10 時から、肥料・飼料等専門調査会が公開で開催される予定となっております。

本日は、どうもありがとうございました。これで終了いたします。